

「緊急事態宣言発令」に伴うご協力のお願い

謹白 平素は弊協会への毎々格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえまして、弊協会では、通常の業務に支障が生じない範囲で、従前より感染拡大の防止に向けた各種方策を執ってまいりましたが、今般、内閣総理大臣より発せられました「緊急事態宣言」を踏まえ、業務体制の一部縮小を伴う感染防止策を講じ、対応を強化することといたしました。

つきましては、以下の対策を順次実施させていただきたくご案内申し上げます。

会員の皆さまにはご不便をおかけすることとなり誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解を賜り、ご協力をお願い申し上げます。

敬 具

=記=

1. 業務体制の一部変更

政府による緊急事態宣言ならびに東京都からの緊急事態措置に基づきまして、弊協会本部事務局（以下「弊局」という。）の業務を一部縮小したうえで、次のようにさせていただきます。

- ① 弊局従業員の勤務体制を、在宅勤務（リモートワーク）および時差出勤とさせていただきます。
- ② 弊局へお寄せいただいたお問合せ電話につきましては、各担当からの折り返し対応とさせていただきます。
- ③ 弊局への来訪営業につきましては、原則としてご遠慮させていただきます（必要に応じて、テレビ会議等を用いた商談に切り替えさせていただきます）。
- ④ 弊局従業員による局外への訪問業務を、原則として中止させていただきます（随時、テレビ会議等を用いた打合せに切り替えさせていただきます）。

以上により、弊局に在席する従業員は小規模となることから、お問合せ対応および業務の処理などに一時を要し、ご不便をおかけする場合がありますが、その際には何卒ご容赦いただき、ご理解のほど賜りますようお願い申し上げます。

2. 対応期間

2020年4月8日（水）から2020年5月6日（水）まで

なお、本期間は、原則として、緊急事態宣言ならびに東京都からの緊急事態措置に沿うもの
といたしますが、この事態が収束し、対策の緊急性ならびに重要性が無くなったものと判
断できるまでの期間とさせていただきます。

3. 各種お問い合わせ

お問い合わせは、以下にてお受けいたします。

① 全国賃貸管理ビジネス協会 本部事務局

代表電話：03-3272-7755（10時～17時）

FAX：03-3272-7850

電子メール：info@pbn.jp

② 株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク

代表電話：03-3272-7753（10時～17時）

FAX：03-3272-7850

電子メール：info@pbn.jp

③ 株式会社全管協サービス

代表電話：03-3272-7756（10時～17時）

FAX：03-3272-9123

電子メール：service@pbn.jp

上記へのご連絡につきましては、特にお電話がつながりにくくなることは想定されます。
その際には、各担当者の携帯電話でもお受けすることができます。各担当者は在宅勤務時
でも電話対応が可能です。